

京都女子大学（以下「本学」という。）は、第2次グランドビジョン（2020-2029）にもとづき、本学の研究推進に係る方針を策定し、「多様な研究の尊重と研究活動の支援」「学術交流の強化」「地域社会への貢献」「研究成果の発信」「外部資金獲得の拡大と支援体制の充実」「研究環境の整備」「研究推進マネジメントの構築」「重点項目に関連した研究の推奨」以上8項目を掲げ、研究活動の推進に取り組んでいる。

ついては、本学において研究活動によって得られたあらゆる研究データを、以下のポリシーに沿って適切に管理・公開することとする。

（目的）

1. 研究データの「適切な管理」「価値の保護・向上」「研究環境の活性化」「利活用の推進」を目的として本ポリシーを定める。

（定義）

2. 1 研究者

本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教育職員、本学の教育職員と共同で活動を行う研究員等を言う。また、学部学生、大学院生等も「研究者」に準ずるものとする。

2. 2 研究データ

本ポリシーにおける「研究データ」は、本学における研究活動の過程で研究者によって収集、生成、加工又は解析された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

（役割と責任）

3. 1 研究者

原則として、収集、生成、加工又は解析した研究者が研究データの管理を行う権限と責任を有する。同時に研究者は、自らの研究データの価値を守るため、研究分野の特質を踏まえ、当該研究にかかる法令及び学内で定める倫理規準に従って研究データ管理を実施する。また、研究データの公開について、研究分野の特質を踏まえ、当該研究にかかる法令及び学内で定める倫理規準に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を推進する。

3. 2 大学

本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備の推進に責任を有する。

（その他）

4. 本学は、社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

以上

京都女子大学研究データ管理・公開ポリシーの解説

京都女子大学（以下「本学」という。）は、第2次グランドビジョン（2020-2029）にもとづき、本学の研究推進に係る方針を策定し、「多様な研究の尊重と研究活動の支援」「学術交流の強化」「地域社会への貢献」「研究成果の発信」「外部資金獲得の拡大と支援体制の充実」「研究環境の整備」「研究推進マネジメントの構築」「重点項目に関連した研究の推奨」以上8項目を掲げ、研究活動の推進に取り組んでいる。

ついては、本学において研究活動によって得られたあらゆる研究データを、以下のポリシーに沿って適切に管理・公開することとする。

（目的）

1. 研究データの「適切な管理」「価値の保護・向上」「研究環境の活性化」「利活用の推進」を目的として本ポリシーを定める。

（目的）

現在学術機関（大学）には、デジタル化の進展に伴い、オープンサイエンスの推進、研究不正の防止、研究再現性の危機への対応、データ集中科学への対応等が求められており、つまりは、各研究者のもつ研究データを適切に管理、共有、公開することがこれらの対応に必要な不可欠であるとされている。このような背景のもと、京都女子大学研究データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を策定することとした。

本ポリシーでは、研究者と大学の役割と責任を明確にすることを基本とした。

研究データの管理及び公開にあたっては、本ポリシーに従うこととなるが、当該研究にかかる法令及び学内で定める倫理規準等は本ポリシーに優先して遵守することとする。

なお、本ポリシーの解釈及び本ポリシーに定めのない事項については、本ポリシーの前文の趣旨にしたがって解釈される。

（定義）

2. 1 研究者

本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教育職員、本学の教育職員と共同で活動を行う研究員等を言う。また、学部学生、大学院生等も「研究者」に準ずるものとする。

2. 2 研究データ

本ポリシーにおける「研究データ」は、本学における研究活動の過程で研究者によって収集、生成、加工又は分析された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

「研究者」

本ポリシーが対象とする「研究者」は、京都女子大学研究倫理規準第2条第1項に定義されている者を指す。

「研究データ」

「研究データ」とは、結果、結論を含めた研究活動の過程で得られた情報の全てを指しており、デジタルや紙等保存に使われる媒体は問わない。また、これらのデータを分析、加工してできたデータも含まれる。研究活動で得られるデータとしては「観測データ」「試験データ」「調査データ」「実験ノート」「メディアコンテンツ」「プログラム」「史資料」「論文」「発表予稿」「講演資料」等が想定される。本ポリシーでは、研究成果のもととなったデータのみならず、学術的価値を有する情報が含まれていると考えられる研究過程で得られたすべての研究データを対象としていることに留意すること。また、研究者が以前に在籍していた機関で得られた研究データについても、本学において継続して研究に使用する場合には本ポリシーの対象となる。一方で、授業で作成した資料や成果物等教育活動に用いられるデータは対象外とする。

「本学における研究活動」

「本学における研究活動」には、本学に所属する研究者の研究活動はもちろん、本学の施設設備を用いて本学以外を所属機関とする研究者が実施する研究活動も含むこととする。本学以外を所属機関とする研究者が本学の施設設備を用いて研究活動を行う場合には、受入れの段階で本ポリシーについて周知し、必要に応じて契約等にも明記することとする。

（役割と責任）

3. 1 研究者

原則として、収集、生成、加工又は解析した研究者が研究データの管理を行う権限と責任を有する。同時に研究者は、自らの研究データの価値を守るため、研究分野の特質を踏まえ、当該研究にかかる法令及び学内で定める倫理規準に従って研究データ管理を実施する。また、研究データの公開について、研究分野の特質を踏まえ、当該研究にかかる法令及び学内で定める倫理規準に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を推進する。

3. 2 大学

本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備の推進に責任を有する。

「収集、生成、加工又は解析した研究者」

研究データの管理や公開については、データを収集、生成、加工又は解析した研究者の判断のもとその実施を行うことが原則であるが、同時にその研究者は研究データを適切に管理する責任も負うことになる。このことから、データを収集、生成、加工又は解析した研究者は、研究データの管理を行う権限と責任を負うこととする。ただし、共同研究等において複数の研究者によってデータの収集、生成、加工又は解析が行われる場合などには、あらかじめその役割、権限と責任についてその所在を明確にしておくこととする。特に、研究者で本学以外を所属機関として研究に参加している場合には、本ポリシーの趣旨を周知したうえで、必要に応じて役割、権限と責任の所在を契約等にも明記することとする。

研究データの管理に関する権限と責任を負う研究者が本学以外の機関に転籍する場合は、転出先機関の関係者等と協議の上、研究データの価値が失われないよう留意し、適切な研究データ管理の維持に努めることとする。

研究データの管理に関する権限と責任を負う研究者の退職にあたっては、退職後も研究データの価値が失われないよう留意し、所属組織の関係者等と協議の上適切な研究データ管理の維持に努めることとする。

「研究分野の特質」

本学はいわゆる文系学部、理系学部を包含する総合大学であり、研究内容や研究倫理もそれぞれの分野で多岐にわたることから、研究データ管理についても一律に扱うことはしない。それぞれの研究分野において、既存の研究に関する規則、研究倫理等を踏まえ、研究データ管理を行うこととする。

「研究データの管理及び公開を支援する環境の整備」

本ポリシーにおける本学の役割と責任を定めるものである、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備について、具体的には以下のものが考えられる。

- 研究データ管理基盤（データベース等）の提供
- 研究データ公開基盤（リポジトリ等）の提供
- 本ポリシーに基づく研究データ管理に関する啓発活動
- 研究データの管理に必要な情報の提供

（その他）

4. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

「本ポリシーの見直し」

研究データの管理、公開及び利活用については、今後も社会や研究分野における状況の変化とともに変わっていくことも想定されることから、本ポリシーについても適宜見直しを実施する必要があることを明記することとする。

以上